

報道関係者各位

令和4年4月12日

たき火の延焼による火災が多発しています！

舞鶴市内では、3月以降『たき火』や『野焼き』の延焼による火災が連続して発生しています。

空気が乾燥するこの時期の火の取り扱いについて、市民に対し火災予防広報（注意喚起）を実施します。

1 火災の発生状況

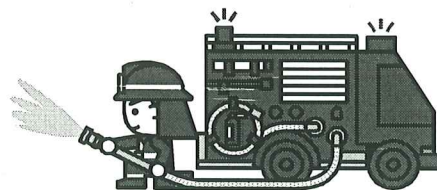
舞鶴市内では、3月以降4件のたき火や野焼きの延焼による火災が発生しています。

- ① 3月4日 伊佐津地内 ② 4月4日 志高地内 ③ 4月6日 万願寺地内
④ 4月11日 行永地内

（参考）令和3年中たき火等の延焼による火災件数：3件

2 注意喚起の実施方法

- (1) 防災行政無線による注意喚起
- (2) まいづるメール配信サービスによる注意喚起
- (3) 舞鶴市消防本部ホームページに掲載
- (4) 消防車両による巡回広報
- (5) 報道機関への情報提供



3 たき火等に対する注意喚起の内容

空気が乾燥した時期にたき火等を行う際、強風にあおられて周囲の可燃物に延焼し火災につながったり、消火が不十分であったため再び燃え出して火災となるおそれがあるため、次の点にご注意ください。

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ・ たき火等火気の使用中はその場所を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ・ 強風時及び乾燥時には、たき火をしないこと。
- ・ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ・ 火遊びはしないこと。

※ゴミなどを屋外で焼却する「野焼き・たき火」は法律で原則禁止されており、場合によっては中止を指導する場合があります。



SDGs 未来都市

舞鶴市消防本部予防課（担当：安久、國屋）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-1191、FAX: 0773-64-5520

E-mail: yobou@city.maizuru.lg.jp